

令和7年度補足給付事業について（副食費の負担減免）

私立幼稚園（私学助成園）に通う対象世帯の子ども[※]の給食費のうち副食費（おかず代等）が免除となります。対象となる方は申請が必要ですので下記の通りお手続きをお願い致します。

◆補助の内容

給食費のうち副食費（おかず代等）が免除となります。（月4,800円上限）
※主食代（パン・ごはん代）及び預かり保育時に提供されるおやつ等は対象外です。

◆対象の子ども

私立幼稚園（私学助成園）に通う子どもで、

①所得にかかわらず、小学3年生以下のきょうだいから数えて第3子以降の子ども

②市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子ども

（4月～8月分は前年度の税額、9月～3月分は当年度の税額にて判定します。）

※町民税所得割課税額が控除されている方（住宅借入金等特別控除、寄付金控除など）については、控除適用前額で判定させていただきます。

※三郷町に転入して来られた方[※]の場合は、下記年度の市町村民税額を証明する書類（課税証明書など）を提出してください。

4月～8月分を利用される方…令和6年1月1日に三郷町外に住民票があったとき

→令和6年度の市町村民税額を証明する書類（課税証明書など）

9月～3月分を利用される方…令和7年1月1日に三郷町外に住民票があったとき

→令和7年度の市町村民税額を証明する書類（課税証明書など）

※令和7年度課税証明書は同年度6月頃から発行することができます。

（市町村により発行時期は異なりますので各市町村税務課にお問合せ下さい。）

◆申請及び請求方法

【申請】

○「三郷町副食費補足給付事業認定申請書」

をこども未来課（福祉保健センター内）まで提出し、認定を受けてください。

【請求】

①上記の認定を受けた方は、副食費の請求手続きを行ってください。

(1)「三郷町副食費補足給付事業支給請求書」

(2)「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書兼領収証」（園から発行）

を揃えて、こども未来課（福祉保健センター内）まで提出して下さい。

②請求者の口座に支払います。

※申請書および請求書は窓口配布及び町HPでダウンロードできます。

【請求可能期間】

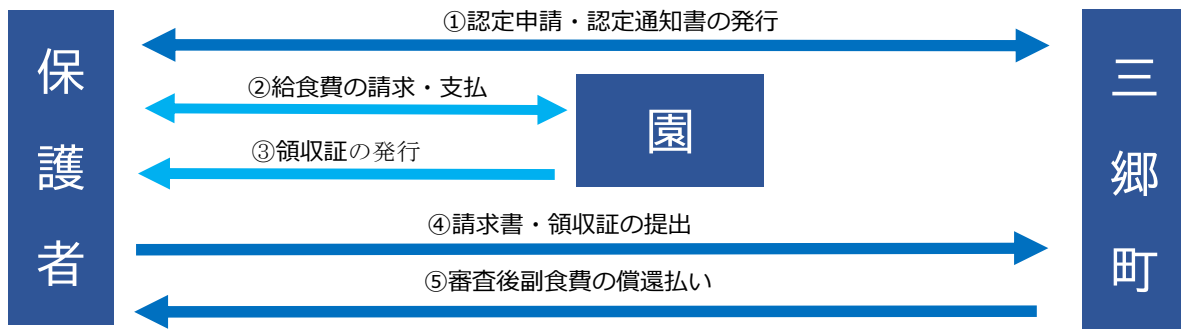
○副食費の領収書等の日付が属する年度の4月1日から3月31日まで請求可能。

<例>

園から発行された「令和7年4月1日付」の副食費領収書を令和8年3月30日に窓口[※]に持参し請求

⇒令和8年3月30日（令和7年度）は、領収書に記載された日付が属する年度（令和7年度）の

請求となるため受付可能。



お問合せ先

三郷町役場こども未来課 三郷町勢野西1丁目2番1号 福祉保健センター内

TEL: 0745-43-7322 FAX: 0745-31-0660